

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

意外と知られていない都度贈与とは？

幅広い目的に活用できる都度贈与

こんにちは、高橋学です。今回のテーマは「都度贈与」です。聞き慣れない言葉だと思いますが、上手な贈与を行うのにぜひとも知っておきたいことですので、その内容やメリット、注意点などについて解説していきます。

相続税の節税対策や、子や孫の家計支援として、生前贈与を検討・実行している人は多いでしょう。しかし贈与税の基礎控除額は年110万円であるため、110万円を超えて贈与を行う場合、贈与税が発生します。そこで考えてみたいのが、財産をもらっても贈与税がかからない方法です。これを上手に活用すれば、課税なしでより多くの財産を贈与することができます。

下に贈与税がかからない主な例をまとめました。このうち、①が今回ご紹介する都度贈与です。都度贈与は簡単に言うと、「親や祖父母から子や孫へ」など、扶養義務がある家族間において生活費や教育費に充てるためにした贈与のうち、通常必要（社会通念上適当）と認められるものは、贈与税の課税対象としないもの。例えば（1）子や孫の結婚式費用の負担、（2）婚姻後の家具什器などの購入費用の援助、（3）出産や不妊治療に係る検査・検診・入院などに要

する費用の援助、（4）孫の学費支援など、他の非課税制度に比べ適用範囲が広いのが特徴で、教育費には教材費や通学のための交通費なども含まれます。贈与者は受贈者との同居・別居を問わず利用できます。

必要なタイミングで必要な金額だけ

ただし都度贈与には、注意点もあります。1つ目は、都度贈与は「必要なタイミングで必要な金額だけ」が原則であること。例えばあなたが、孫の学費（入学金と授業料）100万円を都度贈与する際、「今後数年分の教育費も一緒に」と考えプラス200万円、合計300万円を贈与したとしましょう。残念ながらこのケースでは、贈与税が発生する可能性があります。

2つ目は、誰から誰に対する贈与なのか、またそれは本当に生活費か教育費目的で使われたのか、できるだけ客観的な証拠を残すようにすること。先ほどの孫への学費支援であれば、子（孫の親）を介して贈与するのではなく、贈与者から直接学校に学費を振り込むことで証拠を残すことができます。生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したりしている場合には贈与税がかかることになります。



■ 贈与税がかからない主な例

概要	受贈者の要件	期限／1人当たりの非課税枠(上限)
① 都度贈与 扶養義務者（父母や祖父母など）から生活費または教育費として受けた贈与のうち、「通常必要と認められるもの」について非課税財産として扱う。	定めなし	定めなし／ 通常必要と認められるもの
② 教育資金の一括贈与 直系尊属（祖父母など）から教育資金の一括贈与を受けた場合、贈与税が非課税となる優遇制度。	30歳未満	2026年3月31日まで／ 1,500万円
③ 結婚・子育て資金の一括贈与 直系尊属（父母や祖父母など）から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、贈与税が非課税となる優遇制度。	18歳以上 50歳未満	2025年3月31日まで／ 1,000万円
④ 住宅取得等資金の特例 直系尊属（父母や祖父母など）から自己の居住用家屋の新築、取得または増改築等の資金の贈与を受けた場合、贈与税が非課税となる優遇制度。	18歳以上 (年間合計所得が2,000万円以下)	2026年12月31日まで／ 1,000万円(省エネ等住宅の場合) 500万円(上記以外の住宅の場合)

(出所)国税庁の資料をもとに筆者作成